

大和市告示第17号

大和市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月6日

大和市長 古谷田 力

大和市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高対応子育て応援手当支給要領（令和7年12月16日付け成環第769号子ども家庭庁成育局長通知「物価高対応子育て応援手当の支給について」別紙。以下「国要領」という。）に基づき、本市が実施する物価高対応子育て応援手当支給事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 国要領第2、1に規定する物価高対応子育て応援手当をいう。
- (2) 応援手当 この要綱の規定により本市が支給する物価高対応子育て応援手当をいう。
- (3) 法 児童手当法（昭和46年法律第73号）をいう。
- (4) 児童手当 法に規定する児童手当をいう。
- (5) 基準日 令和7年9月30日（応援手当の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）が新生児等である場合にあっては、当該新生児等の出生日）
- (6) 新生児等 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した者をいう。
- (7) 対象年齢児 平成19年4月2日から令和7年9月30日までの間に出生した児童をいう。

(支給額及び支給方法)

第3条 応援手当の支給額は、対象児童1人につき20,000円とする。

2 応援手当の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、次条第1項に規定する支給対象者又は同条第2項若しくは第3項の規定により応援手当の支給対象となる者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(支給対象者及び対象児童)

第4条 応援手当の支給の対象となる者は、次に掲げる者（次条の規定による届出をした者を除く）

以下「支給対象者」という。)とする。この場合において、1の対象児童について、第2号又は第4号のいずれかに該当する者が2以上あるときは、そのうち当該対象児童の生計を維持する程度の最も高い者を支給対象者とする。

(1) 児童手当受給者（本市から令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童にあつては、令和7年10月分）の児童手当に係る法第7条第1項又は第2項の規定による認定（以下「児童手当認定」という。）を受けた者をいい、第3号に掲げる者を除く。以下同じ。）

(2) 新生児等支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいい、次号に掲げる者を除く。以下同じ。）

ア 日本国内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている新生児等を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 新生児等が委託されている法第3条第3項第2号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同号に規定する里親（以下「里親等」という。）であつて、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は新生児等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（本市に所在する法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）の設置者

(3) 公務員支給対象者（法第17条第1項に規定する公務員であつて、基準日において前号アに該当するもの又は令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童にあつては、令和7年10月分）の児童手当に係る法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条第1項又は第2項の規定による認定（以下「公務員児童手当認定」という。）を受け、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「公務員児童手当受給者等」という。）をいう。以下同じ。）

(4) その他の支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいい、前3号に該当するものを除く。以下同じ。）

ア 日本国内の市町村の住民基本台帳に記録されている対象年齢児を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 対象年齢児が委託されている里親等であつて、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は対象年齢児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

(5) 離婚等支給対象者（令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童にあつては、令和7年10月分）の児童手当認定又は公務員児童手当認定を受けた者（以下この号において「当初受給者」という。）の配偶者であつて基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中その他これに準ずる者を含む。）により本市から児童手当認定を受けたもの又は公務員児童手当認定を受けた者であつて当該認定時点において本市の住民基本台帳に記録されてい

るもの。ただし、当該当初受給者から物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該当初受給者が物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を物価高対応子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、基準日（第1号に掲げる者にあつては、令和7年9月1日）後から物価高対応子育て応援手当の支給決定がなされるまでの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者に対して応援手当を支給する。

(1) 前項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）又はこの項の規定により応援手当の支給対象となる者が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合 その死亡した日の属する月の翌月分の当該死亡した者に係る対象児童に係る児童手当の支給を本市から受ける者又は死亡した日以後に対象児童を養育し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者その他これらに準ずるものとして市長が適当と認めた者

(2) 対象児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下この号において同じ。）であることを本市が把握した場合 施設入所等児童が委託されている里親等であつて、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

(3) 施設入所等児童が里親等からの委託を解除されたこと又は当該入所施設を退所したことを本市が把握した場合 本市から当該児童に係る児童手当認定を受けた者

(4) 受給者等又は本市以外の市町村の物価高対応子育て応援手当の支給対象となつた者（以下「市外受給対象者等」という。）（以下この号において「当初受給者等」と総称する。）からの暴力を理由に避難し、当該当初受給者等と生計を別にしている当該当初受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするものに限る。）がその旨を市長に申し出て、当該申出を市長が適当と認めた旨の通知が当該当初受給者等に対して物価高対応子育て応援手当を支給する市町村に到達した場合 当該当初受給者等の配偶者

3 前2項の規定にかかわらず市長は、市外受給対象者等が本市以外の市町村から物価高対応子育て応援手当の支給決定を受けずに、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に本市に転入した場合は、本市と当該市町村で調整のうえ、当該者に応援手当を支給することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、本市以外の市町村から物価高対応子育て応援手当の支給決定を受けた者（離婚等支給対象者を除く。）の対象児童に係る応援手当は支給しないものとする。

5 対象児童は、次に掲げる者とする。

(1) 支給対象者の養育する新生児等及び対象年齢児

(2) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている里親等に委託されている新生児等若

しくは対象年齢児又は障害児入所施設等に入所若しくは入院をしている新生児等若しくは対象年齢児（前号に掲げる者を除く。）

（受給拒否の手続等）

第5条 市長は、児童手当受給者、新生児等支給対象者（本市から令和8年6月30日までに児童手当認定を受けた者に限る。）、前条第2項の規定により応援手当の支給対象となる者その他市長が必要と認める者に、応援手当を受給することができる旨の通知を行うものとする。この場合において、応援手当の支給を希望しない者は、市長が別に定める日（以下「提出期限」という。）までに大和市物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

（申請等を要しない支給対象者への支給決定及び通知）

第6条 市長は、提出期限までに前条後段の規定による届出をしなかった者（以下「申請等を要しない支給対象者」という。）に対し応援手当の支給を決定し、大和市物価高対応子育て応援手当支給決定通知書により通知するとともに、応援手当を支給する。この場合において、申請等を要しない支給対象者が当該提出期限までに第8条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）をした場合は、同条の規定を適用することとし、この条及び次条の規定は適用しない。

（申請等を要しない支給対象者への振込み）

第7条 申請等を要しない支給対象者に対する応援手当は、現有公簿等により本市が把握している当該申請等を要しない支給対象者に係る児童手当の振込先口座へ振り込むものとする。

2 申請等を要しない支給対象者が、児童手当の振込先口座を解約している場合等は、当該申請等を要しない支給対象者が指定する口座に応援手当を振り込むものとする。この場合において、当該申請等を要しない支給対象者は、大和市物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書を市長に提出しなければならない。

（申請を要する応援手当に係る支給申請、決定等）

第8条 応援手当の支給を受けようとする新生児等支給対象者（本市から令和8年6月30日までに児童手当認定を受けた者を除く。）、公務員支給対象者、その他の支給対象者及び離婚等支給対象者は、物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出をし（以下「申請」という。）なければならない。

2 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市物価高対応子育て応援手当支給決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、応援手当を支給し、支給しないときは大和市物価高対応子育て応援手当不支給決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による応援手当の支給は、大和市物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）によ

り指定された振込先口座に振り込むものとする。

(申請を要する応援手当の申請期限)

第9条 申請の期限は、令和8年5月31日（公務員児童手当受給者等及びその他の支給対象者にあつては、同年3月31日）までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、別に定める日までとする。

(支給等に関する周知)

第10条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請をすることができる者から第9条に規定する申請期限までに申請がされなかったときは、当該者が応援手当の支給を受ける権利を放棄したものとみなす。

2 市長が支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第3条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により応援手当を支給できなかったときは、当該支給対象者が応援手当の支給を受ける権利を放棄したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、応援手当の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、大和市物価高対応子育て応援手当支給決定取消通知書兼返還請求書により、当該者に対し、応援手当の返還を求めることができる。

(1) 基準日において支給対象者の要件に該当しない者であること。

(2) 偽りその他不正な手段により応援手当の支給を受けた者であること。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 応援手当の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条又は第8条第2項の規定により支給決定がされた応援手当については、なお従前の例による。

## 別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書	第5条
第2号様式	大和市物価高対応子育て応援手当支給決定通知書	第6条及び第8条
第3号様式	大和市物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書	第7条
第4号様式	物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）	第8条
第5号様式	大和市物価高対応子育て応援手当不支給決定通知書	第8条
第6号様式	大和市物価高対応子育て応援手当支給決定取消通知書兼返還請求書	第12条